

# はじめに

J X金属プレシジョンテクノロジー（株）は、

- ・ 電子部品及びその部材のプレス、めっき及び成形を主とした、その設計、製造及び販売事業
- ・ 精密工具、金型の製造、販売及びメンテナンス事業
- ・ 電子部品等の製造技術に関するコンサルティング事業

等を行っております。

当社は、これらの事業活動が、環境へ及ぼす影響を十分に認識し、資源と素材の生産性を高める技術開発の推進により地球規模の環境保全に貢献することを基本方針としています。事業活動のあらゆる段階において、歩留り、品質の改善、リサイクル、省エネルギー等「資源の有効活用」及び「環境負荷の低減」並びに「環境に優しい素材・製品の開発」に取り組むことにより、自らも環境リスクの低減に努めております。

このため、当社においては、事業活動に必要な資機材の調達に当たっても、環境負荷の低減に配慮した資機材を使用することが不可欠であるとの認識の下に、グリーン調達※を推進し、「グリーン調達ガイドライン」を運用しております。

本ガイドラインは、調達に当たって遵守いただきたい条件を示しています。本条件を満足していただけない場合は、今後お取引を控えさせていただく場合がございます。

また、グリーン調達の基準は、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

調達お取引先におかれましては、本ガイドラインに基づいた対応をしていただきますよう、ご協力お願いいたします。

※グリーン調達= 環境への影響が少ない製品を優先的に購入することをいいます。

- 2024年10月1日 制定

# 適用範囲

本ガイドラインで対象とする資機材は、以下とします。

## (1) 設備資材（製造設備）

金属加工関連の設備資材

## (2) 操業資材

産業廃棄物を除く資材・副資材

## (3) 工事資材

事業所、工場等で実施される工事に使用される資材

## (4) オフィス用品

本社、事業所、工場等で使用される資材

# 調達に当たり遵守いただきたい条件

## (1) 環境管理システムの運用

資機材を開発、製造、販売している工場、オフィス等において、環境管理システムを運用していること。

環境管理システムは、国際規格 ISO14001 に限らず、自主構築でも構いませんが、次の項目を考慮して、PDCA サイクルが有効に回っていることとします。

- 環境方針の策定
- 環境管理責任者の選任と環境管理組織体制の設置
- 環境関連法規制の把握と遵守
- 環境目的、目標、計画の策定と実施
- 化学物質の管理体制の構築
- 従業員に対する環境教育の実施
- 法遵守状況、環境活動状況の定期的な確認

## (2) 製造工程における使用禁止物質の不使用

別紙に定める使用禁止物質を資機材の製造工程内において使用していないこと。

## (3) 使用禁止物質の制限

別紙に定める使用禁止物質の資機材中の含有量が閾値未満であること。

## (4) 気候変動問題へ対応

カーボンニュートラルの実現に向けて目標設定し、管理体制を構築していること。

## (5) グリーン調達の実施

グリーン調達基準を設定し、資機材の部品や部材に対して、グリーン調達を実施していること。

# グリーン調達の実用

## (1) 調査方法

調達に当たって遵守いただきたい条件を満足しているか確認するため、当社より送付もしくは当社 Web サイトに掲載された調査票に回答をお願いいたします。

## (2) 変更時の連絡

調査票の回答内容に変更のあった場合には、変更内容を速やかに当社調達部に報告していただきますようお願いいたします。

## (3) 使用禁止物質の閾値以上含有時の連絡

使用禁止物質の閾値以上の含有を認知した場合は、直ちに当社に連絡するようお願いいたします。

## (4) 機密保持

ご提供いただいた情報の機密については、十分配慮いたします。

# 使用禁止物質（群）および閾値

No.	使用禁止物質（群）	閾値 [%]
1	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）	0
2	アスベスト類	0
3	有機スズ化合物（TBT、TPT、DBT、DOT 類）	0
4	短鎖型塩化パラフィン（C10-13）	0.1
5	特定芳香族アミンを生成するアゾ染料	0.1
6	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 2 以上の物質）	0
7	鉛およびその化合物	0.1
8	水銀およびその化合物	0.1
9	カドミウムおよびその化合物	0.01
10	六価クロム化合物	0.1
11	ポリ臭化ビフェニル類（PBB）	0.1
12	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE）	0.1
13	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）	0.1
14	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	0.1
15	フタル酸ジブチル（DBP）	0.1
16	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	0.1
17	オゾン層破壊物質	0
18	ホルムアルデヒド	0
19	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩	0
20	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）又はその塩	0
21	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	0
22	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）	0.00001
23	フタル酸エステル類	0.1
24	コバルトおよびその化合物	0.1
25	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	0.005
26	トリクロロエチレン	0.1
27	ベンゼン	0.1
28	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）	0.1
29	ペンタクロロベンゼン	0
30	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	0
31	ヘキサクロロベンゼン	0
32	ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン（HCBD）	0
33	ドデカクロロペンタシクロ [5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)] デカン（別名マイレックス）	0

34	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	0
35	テトラクロロエチレン	0.1
36	ジクロロメタン (塩化メチレン)	0.1
37	四塩化炭素	0.1
38	1,2-ジクロロエタン	0.1
39	1,1-ジクロロエチレン	0.1
40	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.1
41	1,1,1-トリクロロエタン	0.1
42	1,1,2-トリクロロエタン	0.1
43	1,3-ジクロロプロペン	0.1

- ※1 本リストに掲載されていない物質（群）でも、条約・法・条令・業界指針などで規定されている場合はそれらを完全に遵守すること。
- ※2 本リストに掲載されていない物質（群）でも、chemSHERPA の管理物質リストに掲載され閾値以上の含有が禁止されている場合はそれらを完全に遵守すること。
- ※3 本指針の遵守を原則とするが、法規制で除外、あるいは、代替技術ソリューションがない物質及び用途部位等、特殊な用途の場合であって本指針が遵守できない場合は、受け入れ先の事業所長の判断によることを認める。
- ※4 本指針は、全事業所共通の最低限度の使用禁止物質（群）一覧である。各事業所において、顧客要求に応じて事業所独自の使用禁止物質（群）および閾値を設定して、運用することが出来る。
- ※5 サプライチェーンに遡って使用禁止物質（群）を意図的に使用していないことを確認できれば、当該物質の不使用の確認のための分析は不要とする。
- ※6 各物質の含有率を算出する場合の分母は、各均質材料とする。